**(参考) 「学習eポータル標準モデルVer.3.00」における運用の指針・要件に関する記載①****5.1 学習eポータル・学習ツールの選択自由度の確保****① 学習ツールと学習eポータルの接続について**基本的考え方

学校現場のニーズを踏まえたデジタル学習環境を実現するため、学校設置者や学校が、システムやアプリケーションを可能な限り自由に選択できるようにするべきである。

現状・課題

学習eポータルと学習ツールとのデータ連携は、一部について独自仕様で実装しているものもあるが、標準規格に基づく具体的な実装は今後となる見込み。

今後の方向性

各学校、学校設置者が希望する学習eポータル・学習ツールを利用できるように、学習eポータルと接続する学習ツールについては、学校設置者等の意向・判断を適切に踏まえる形を原則とする。その際、令和5年度速やかに技術面、契約・調達面、商流面等の実態や課題を踏まえた上でその運用方法等について検討し、指針・要件への規定等を行う。

**② データポータビリティの確保について**基本的考え方

児童生徒に学習環境の変化があってもこれまでの学びの記録を適切に活用しながら切れ目なく学びを深めることができることが重要であり、児童生徒が進学や転校する時でも、学習行動の記録（xAPIステートメント）は可能な限り少ない手間引き継がれるべきである。

現状・課題

学校設置者が管下の学校で使用している学習eポータルを変更したり、児童生徒が転学、進学したりする場合、データを引き継ぐルールが決まっておらず、引き継ぎが困難な状況。

今後の方向性

児童生徒の学習行動の記録（xAPIステートメント）が少ない労力で引き継がれる仕組みを構築する（データのポータビリティ）。そのため、令和5年度速やかに検討すべき論点や引継ぎに必要な作業や手続き等を整理・検討した上で指針・要件への規定等を行う。

## 5.2 教育データの適切な取り扱い

### ①データの取り扱いについて

#### 基本的考え方

学習eポータルでデータを取り扱う際には、各主体の役割を明確にしておく必要がある。学校教育や個人情報に関する法令に照らせば、学校設置者は学校で保有するデータを保護・管理する者であり、関係事業者は、原則として学校設置者の監督の下、委託等に基づきデータを取り扱う者と整理し、適切にデータを管理・活用すべきである。その際、個人情報の取り扱いについては、関係法令を踏まえて適切に対応すべきである。

#### 現状・課題

学習eポータルで扱うデータやLRS（Learning Record Store）に記録する学習行動の記録（xAPIステートメント）は、学校設置者の委託等に基づき、取り扱う範囲等を契約等で定める形。学習eポータル事業者やLRS管理者は契約の範囲内でのみデータを取り扱う。

#### 今後の方向性

データが適切に取り扱われるよう、基本的考え方等を踏まえ、令和5年度速やかにデータ活用の各場面における各主体の役割や法令を踏まえた対応のあり方などについて整理・検討し、指針・要件への規定等を行う。

### ②学習ツールを利用した際の学習行動の記録の取り扱いについて

#### 基本的考え方

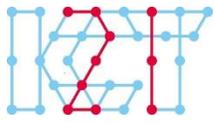
学習ツールを利用した際に得られる学習行動の記録については、分析・可視化するなどして学習者に知見を還元していくことが重要であり、そのような観点から学校設置者が活用できるようにするべきである。

#### 現状・課題

- ・学習eポータルとデジタル教科書・教材等のデータ連携は、一部の教材等について独自仕様で実装しているものもある（異なる学習ツール間のデータの相互運用性は基本的になく、1人の学習者の多様な学習行動を複数のデータを掛け合わせて分析することなどは難しい状況）。
- ・学習ツール事業者のノウハウに関わるような詳細な情報がLRSに記録され、学習eポータル事業者やLRS管理者が参照できてしまう懸念もある。

#### 今後の方向性

- ・あらゆる学習記録をLRSに記録するのではなく、学習eポータル事業者やLRS管理者と共有した上で複数の記録を分析したり可視化したりするための学習行動の記録（標準化されたxAPIステートメント）をLRSに記録する。
- ・標準化すべきxAPIについては、有識者や関係者の意見を踏まえつつ、令和5年度から順次文部科学省教育データ標準に規定する。



### 5.3 いつでも・どこでも安心・安全に学べる環境

#### 基本的考え方

全国の児童生徒が等しく安全安心に学習eポータルにアクセスできるようクラウドサービスを活用したシステムを念頭に置くとともに、情報漏洩のリスクなどセキュリティ面でも問題ない形で活用できるような環境を構築すべき。

#### 現状・課題

- ・「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和4年3月版）」が公開されており、その中でクラウドサービスの利用について規定されている。
- ・各自治体等は、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和4年3月版）」等に基づき、「教育情報セキュリティポリシー」を策定し、それに基づき製品やサービスを購入・管理している。

#### 今後の方向性

児童生徒が安心・安全に学習eポータルを利用できるよう、セキュリティの扱いについては、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を踏まえつつ、令和5年度速やかに必要な検討を行い、指針・要件への規定等を行う。